国際条約にみる島の制度 (その1)



(海洋政策研究財団特別研究員)

はじめに

- 1 海洋法条約不在の時代
- (1) 1930年ハーグ法典化会議
- (2) 1956年国際法委員会リポート
- 2 第1次国連海洋法会議から第3次国連海洋法会議へ
- (1) 1958 年ジュネーブ海洋法条約
- (2) 国連海底平和利用委員会

おわりに

(その2は次号に掲載予定)

はじめに

海洋法に関する多国間および2国間条約は数多く存在するが、その中 で現在効力を有する主要な多国間条約は『海洋法に関する国際連合条約』 (以下「国連海洋法条約¹」という。)と『1982年12月10日の海洋法に関す る国際連合条約第11部の規定の実施に関する協定』(以下「実施協定²」と いう。)といわゆるジュネーブ海洋法4条約³等がある。島については国 連海洋法条約第121条とジュネーブ海洋法4条約の1つ『領海及び接続 水域に関する条約』(以下「領海条約⁴」という。)の第10条が規定している。 また、ジュネーブ海洋法4条約の1つ「大陸棚に関する条約」(以下「大

United Nations Convention on the Law of the Sea は1982年に採択され、1994年に発効した。
Agreement relating to the implementation of Part XI of the United Nations Convention on

the Law of the Sea of 10 December 1982.

陸棚条約⁵」という。)の第1条(b)にも島にかかわる規定が存在する。

小論では、国際条約にみる島の制度を考察する上で、国連海洋法条約 第121条の規定と国連海洋法条約が1982年に採択されるに至る、1973 年から約10年に及ぶ第3次国連海洋法会議での議論を一括りとし⁶、同 会議に至る国連海底平和利用委員会での議論、国際法委員会⁷における 1958年領海条約第10条の規定に至る議論、と更に遡り、ハーグ国際法 典編纂会議⁶(以下「ハーグ法典化会議」という。)とそれ以前の国際会議にお ける議論を検証した。

島の制度については2つの問題が認識される。1つは島に帰属する海 洋空間の割り当て。もう1つは向かい合っているか、または隣接する海 岸を有する国家間における海域の境界画定の役割という側面である。小 論(その1)ではこれら島の持つ2つの役割につき上記の国際条約とその 草案内容を検証した。

1 海洋法条約不在の時代

(1) 1930年ハーグ法典化会議

ハーグ法典化会議より50年ほど前の1881年に北海の漁業に関する ハーグ会議⁹が開催され、北海での漁業に関わるほぼ全ての国である英 国、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、フランス、ベル ギーが参加した。会議は翌年条約を採択し、北欧のノルウェーとスウェー デンを除く全ての国により署名、批准された。同条約は公海上での漁業 に関する規則を定めるものであるため、必然的に領海の幅員について定 める必要が生じた。3海里を支持する英国等5か国に対し、北欧の2か 国は、4海里の領海を主張し対立した。特にノルウェーは領海の幅員の 問題の他、領海確定の際の基線となる約560マイルに及ぶ直線基線の存

³ The Convention on the Territorial Sea and the Contiguous Zone (CTS); the Convention on the High Seas (CHS); the Convention on Fishing and Conservation of the Living Resources of the High Seas (CFCLR); the Convention on the Continental Shelf (CCS) は 1958 年に採択 され、これらの条約は 1966 年までに全て発効した。

⁴ The Convention on the Territorial Sea and the Contiguous Zone (CTS).

⁵ The Convention on the Continental Shelf (CCS).

⁶ 小論(その2)として次号に掲載予定。

⁷ International Law Commission. 国際法委員会は 1946 年国連決議により 1947 年設置され 現在は 34 名の委員から構成。

⁸ Hague Codification Conference 1930.1930 年 国際連盟の下、領海、国籍、国家責任問題の3つの課題に関する国際慣習法の法典化に向け開催された会議。領海の幅員をめぐって意見が対立し、領海に関する条約の採択には至らなかった。

⁹ Hague Conference for the regulation of North Sea Fisheries, 1881.

在¹⁰、全てのフィヨルドを内水と主張する立場であり対立の緩和は見ら れなかった。ノルウェーは、フィヨルド・湾を内水として、かつ島のよ うな形状物¹¹の存在を最大限活用し広い領海の確保を目指した。同会議 では、様々な島のような形状物のどれが排他的漁業水域、つまり独自の 領海を認められるのかにつき議論が集中した。

ノルウェーとスウェーデン以外の国々に受け入れられ 1882 年に採択 された同条約第2条には島に関わる規定が以下のように盛り込まれてい る。

Article II "The fishermen of each country shall enjoy the exclusive right of fishery within the distance of 3 miles from low-water mark along the whole extent of the coasts of their respective countries, as well as of the dependent islands and banks."

この第॥条によれば締約国の漁師は自国の沿岸沿いに、低潮線から 3海里にわたり排他的な漁業権を有するとしていると同時に、従属し た 'island' 'banks' の場合も3海里の排他的な漁業権の対象となる と規定している。

既に、関係国間では、こうした島のような形状物の扱いは、複雑且 つ大きな問題であると認識されていた。 'insular formation'の定義次 第では何千平方キロメートルにも及ぶ海洋空間の管轄権に影響すると 認識されていた。

ハーグ法典化会議は、1930年に領海、国籍、国家責任問題の3つの問 題¹²に関する国際慣習法の法典化に向け国際連盟により開催され、約50 か国が参加した会議である。領海の幅員と接続水域の主張をめぐって意 見が対立し、領海に関する条約の採択には至らなかったものの、それ以 外の多くの規定に関しては、第2次世界大戦後の法典化会議の際の有用 なベースとなった¹³。同時にこの会議を皮切りに、世界共通の海洋法制 定に向けた具体的な議論が始まった。 1930年の法典化会議に向けて、国際連盟の要請によりハーバード・ ロースクールが上記 3つの問題に関し国際条約のドラフト作成のための 研究作業を担った。ドラフトは44名の米国の国際法学者・国際法専門 家からなる諮問委員会により推奨され、ハーバード・ロースクールによ り承認された。1927年に国際連盟理事会は法典化会議に備えるため、5 名の専門家(フランス、チリ、オランダ、英国、イタリア)からなる準備委員 会¹⁴を創設し、同委員会は1928年と1929年に開催され、法典化会議の 議案である 3つの問題に関して意見を求められた国際連盟加盟各国より の回答を検討した。29か国からの回答があったが、29か国全てが上記 3 つの問題に関し回答したものでは無く、特定の問題についてのみ回答し た国も複数国あった。こうした作業を経て、準備委員会は法典化会議で の議論の基礎となる文書¹⁵を作成した。

同文書の II-Territorial Waters は、PointV-Territorial Waters around Islands と VI-Definition of an Island を論じている。

準備委員会は、PointV に関して各加盟国宛以下のポイントにつき意 見を求めた。

"An island near the mainland. An island at a distance from the mainland. A group of islands; how near must islands be to one another to cause the whole group to possess a single belt of territorial waters?"

加盟国からの回答によると、島が本土または他の島から十分な距離に 位置する場合は、規定に従って測定されるそれ自体の領海を有するとい う点についての一致は明白であった。

しかし、島と島の距離または島と本土が近接する場合については、回 答に大きな相違があった。幾つかの国は、もし島と島の距離が領海の幅 員の2倍以下であれば、個々の島がそれ自体の領海を有すると主張。他 の国々は、2またはそれ以上の島々の距離、または本土との距離が十分 に近接する場合は、島々、または島々と本土はユニットを形成する。こ

¹⁰ Decree of October 16th, 1869 relating to the Delimitation of Sunnmore, and the Statement of Reasons for this Decree.

^{11 &}quot;insular formation" (i.e. islands, low-tide elevation, islets, rocks, reefs, cays, etc)

^{12 (}a)Nationality;(b) Territorial Waters; and (c) Responsibility of states for Damage done in their Territory to the Person or Property of Foreigners.

¹³ 島田征夫・林 司宣『国際海洋法』(有信堂、2010年)10ページ。

¹⁴ The Preparatory Committee for the Codification Conference.

¹⁵ BASES OF DISCUSSION DRAWN UP FOR THE CONFERENCE BY THE PREPARATORY COMMITTEE – League of Nation Document C. 73.M.38.1929 V.

の場合の領海は、それぞれの島についてではなく、形成されたユニット を考慮して決定されるとの主張。つまり1つのベルト状の領海を形成す るとの主張。この概念は地理的な事実に起因すると考えられる。

しかしながら、この概念は複雑な問題を提起した。

先ず第1に、島と島の距離、または、島と本土の距離はどの程度近接 していなければならないのかについて、幾つかの国は、領海の幅員の2 倍の距離までを提唱した。他の国々は、具体的な距離を提唱せず、特に 本土に近い場合には、もっと距離の離れた状況でも地理的な事実を考慮 して可能とする立場をとった。さらに、こうした主張は、周辺内部に 島々のグループ¹⁶が複数存在し、かつグループ間が十分に近接する場合 は、各々のグループ内の島々の間に近接性が無くとも、ベルト状の領海 を持つ事ができるとした。しかし、このような島のグループ、または単 独の島と本土を全体として単一に取り扱いベルト状の領海を持たせる考 えは、新たな問題を提起することとなった。つまり、本土と島、または 島と島の間の海域のステータスは何かという問題である。1つの意見は、 こうした海域は内水として扱われ、こうした島々のグループの外周を囲 むのは通常のベルト状の領海となる。他方、多数派の支持を得た意見は、 こうした海域は全て領海であり、従って領海を規定するルールを適用す るとしたものであった。

1つ目の意見は沿岸国の利益に資する立場を、後者は航海の自由を護 る立場に立脚したものである。

こうした意見の相違があるなか、何とか歩み寄り、意見の一致を見出 すための議論の基礎とし、準備委員会が各国からの回答をもとに妥協案 を作成した¹⁷。この妥協案は、それぞれの島の間の距離は十分に近接し ている島のグループをユニットとして、その周囲を囲まれた海域を領海 として扱うものとした。群島の一部を形成する島のグループはユニット として看做され、領海の範囲については、群島の中心から領海が測られ るとした。島のグループが群島を形成するか否かの判断は地理的な条件

16 上記 13 中では"a group of islands"として記載されており"archipelago"は使用されて いない。

17 議論の基礎 (Basis of Discussion) は準備委員会からの提案ではなく、準備委員会により検 討された各国からの回答をもとに準備委員会が意見の調整を試みた結果との位置づけ。 のみならず、時には歴史的または長年の慣行に因ることとの意見も述べられた¹⁸。

さらに、議論の基礎として以下の点が挙げられた。島のグループが1 国に属する場合で、それぞれの島の間の距離が領海の幅員の2倍以下の 場合は、ベルト状の領海は、グループ内の一番外側の島から測定される。 この周囲を囲まれた海域は領海とする。本土から領海の幅員の2倍以下 の距離に位置する島々についても同様のルールが適用される。

準備委員会は、VI-Definition of an Island に関して、各加盟国宛以下 のポイントにつき意見を求めた。For the purpose of Points IV¹⁹ and V, what is meant by an island?

16か国よりの回答は2つの概念に大別された。1つは、島は高潮時に おいても水面上にあるものをいうとし、他方は、低潮時に水面上にあれ ば要件を満たすとするものであった。

議論の基礎として作成された案では独立して存在する島の場合は、そ れ自体の領海をもつには高潮時においても常に水面上にあることが要件 となっている。他方、本土の領海内か他の島の領海内に島が位置する場 合は、ベルト状の領海画定のためには、低潮時に水面上にあれば要件を 満たすとするものであった。

(2) 1956 年国際法委員会リポート²⁰

前述したように 1930 年ハーグ法典化会議とその準備段階においても、 Part II 一領海という範疇の中で、単独の島の周りの領海、又はグルー プを成す島々の周りの領海、島の定義といった側面から島を巡る問題、 法的地位につき議論がなされてきたが、1947 年に国連総会決議により 設置された個人資格の専門家からなる上述の国際法委員会の任務²¹は、 国際連盟下のそれとは異なり、慣習法の法典化に加え、法の漸進的な発

¹⁸ C.J. Colombos, *The International Law of the Sea*, 6th Revised Edition, Longman, 1967, p. 120.

¹⁹ Point IV-Determination of the Base Line for Measurement of the Breadth of Territorial Waters.

^{20 1956} Report of the International Law Commission, Official Records of the General Assembly, Eleventh Session, Supplement No.9(A/3159), PP.16,17 and 41.

²¹ UN General Assembly Resolution 174(II) on Establishment of an International Law Commission の定める同委員会の任務 "promotion of the progressive development of international law and its codification"。